

桜井秀三議員に対する辞職勧告決議

我々市議会議員は、市民からの負託を受けた議員としての立場と職責を十分認識し、良識をもって行動しなければならない。

しかるに、桜井秀三議員は、議会事務局職員の机の引き出しからマスターキーを無断で持ち出し、他会派の控室に許可なく侵入したうえ、同会派のコピー機を無断で使用して自らの広報活動用のビラを大量に謄写した。さらに、他会派にも侵入し備品を無断使用した。

市民から負託を受けた議員として、この行為は極めて恥ずべきことであり、断じて許されるものではない。

今回の事態は、全議員に疑心暗鬼の念を起こさせたほか、市議会議員の活動を常日頃補助する組織である議会事務局との関係を大きく毀損するものである。また、マスコミによる報道等の影響により、本市議会に対する市民の信頼を大きく裏切ることともなった。一般の市職員がこのようなことを行えば厳しく懲戒処分を受けることとなり、ましてや、公選により選ばれ市民の負託を受けた議員であれば、市政の監視機関である議会の一員として、市民に見える形で反省の意を示すべきである。

よって、本市議会は、桜井秀三議員に対し、自らが行った行為の責任を負うとともに、社会的、道義的責任の重さを深く受け止め、速やかに議員の職を辞するよう勧告する。

以上、ここに決議する。